

大臣閣下（ニニ）係（シキ）

謹啓

既報東京ヨリ奉神川即謂文廿年ノ事也。代
表者三編アモルハ志ル十九日（之）帰、官ニシテ

カ近日申ニ再ヒ奉神自下懃、神中ノ井ノ復

士官西國諸事五度代ニ今後刑庫ノ禱告人支拂

ニノ牟利薄、頭首降ニ一善後策其他一段、事

務ガラ執リ起ナリ。由裏自別印御名ヲ各關係

先ヘ取希

同ニ軍謀事務生業大井（通）は屬卿アマ助

機車部内ニ設置シ左前電氣車工電四會

事務所ハ水汎川平一五等地三山名吉加作

方ニ移転セサリ

右及申（通）候所也

謹 謹

御 謹

謹 事務所よりお詫か申申申

たがつた爲め今日近でいろ（）の間違が有ります

事務所にて御見本を重ねて有ります。

されど今度は在り部所にて止め常務會社

置りて一切の事務あり相談ありにあづかります、

故御遠慮あくびの人に御面会せよとい

一、裁判事件法使向日縣につては高山翁彦

宅ニ事務所を置き其處附事吏居氏が

擔任致します。

二、弁護士事務所は一室下げ墨口つりには、橋多監

前々今明白申ニ事務所を置き御相談

の事務もやうござります。